

平成27年第3回箕面市議会定例会議案
(追加第1号)

報告第23号	平成26年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第24号	専決処分の報告の件(事故に係る損害賠償請求に関する和解)	3
報告第25号	専決処分の承認を求める件(平成27年度箕面市一般会計補正予算(第2号))	7
第63号議案	箕面市と豊能町との間における消防事務の委託の廃止に関する協議の件	25
第64号議案	豊能町と箕面市との間における消防事務の受託に関する協議の件	29
第65号議案	平成26年度箕面市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件	33
第66号議案	平成26年度箕面市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件	35
第67号議案	箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件	37
第68号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	39
第69号議案	箕面市都市公園条例改正の件	43
第70号議案	箕面市開発事業等緑化負担税条例改正の件	45
第71号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正の件	47

第 7 2 号議案	平成 2 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）	49
第 7 3 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	79
第 7 4 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	99
第 7 5 号議案	平成 2 7 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）	113

報告第 2 3 号

平成 2 6 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

箕面市教育委員会委員長 山 元 行 博

別冊のとおり

報告第24号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年6月22日専決）

- (1) 事故発生日時 平成27年4月18日 午後4時45分頃
- (2) 事故発生場所 池田市緑丘一丁目5番1号 大阪教育大学附属池田中学校敷地内
- (3) 相手方 池田市緑丘一丁目5番1号
大阪教育大学附属池田中学校校長 野浪正隆
- (4) 事故の状況 本市の公用車（箕面市立第二中学校 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において転回したところ、同車両の後部が駐車場付近に設置されていた駐車防止用バリカー（車止めポール）に接触し、同バリカーを破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、81,648円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成27年6月22日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年6月24日専決）

- (1) 事故発生日時 平成27年4月14日 午前9時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市森町中一丁目23番14号 箕面市立止々呂美小学校止々呂美中学校
駐車場内
- (3) 相手方 兵庫県神戸市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（子ども未来創造局教育センター ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において駐車し、降車しようとして右フロントドアを開けたところ、後方からの突風にあおられ、公用車のドアが右側に駐車していた相手方の自動車に接触し、その左フロントドアを損傷させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、182,700円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成27年6月24日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年6月30日専決）

- (1) 事故発生日時 平成27年2月20日 午前11時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市粟生間谷西四丁目2番内 箕面粟生第二住宅敷地内通路
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備室 ■■■■■ 運転）が、

上記日時・場所において、ごみ集積場所へ向かうため後退したところ、集積場所横に駐車していた相手方所有の自動二輪車に接触し、同車両のマフラーを破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、103,930円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成27年7月10日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年7月22日専決）

(1) 事故発生日時 平成27年4月25日 午前8時頃

(2) 事故発生場所 箕面市西宿二丁目184番4地内 市道芋川北線路上

(3) 相手方 兵庫県川西市在住の個人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が自動車で市道芋川北線を西から東へ向かって走行中、駐車車両をよけようと道路右側に出たところ、路面に生じた陥没に右前後輪が落ち、同車両の右前後輪のホイールを破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、200,000円とし、市は、相手方に60,000円を支払う。

(6) 和解年月日 平成27年7月22日

報告第 2 5 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 7 年 7 月 3 1 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）（別紙）

（理由）

台風 1 1 号により発生した豪雨災害に係る応急復旧に伴い、平成 2 7 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

平成27年度箕面市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度箕面市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ42,064,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰越金		61,543	21,000	82,543
	1 繰越金	61,543	21,000	82,543
歳入合計		42,043,572	21,000	42,064,572

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 災害復旧費		20,000	21,000	41,000
	1 災害応急対策費	20,000	21,000	41,000
歳出合計		42,043,572	21,000	42,064,572

平成27年度
(2015年度)

箕面市一般会計補正予算(第2号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,605,000	0	22,605,000
2 地 方 譲 与 税	212,000	0	212,000
3 利 子 割 交 付 金	91,000	0	91,000
4 配 当 割 交 付 金	119,000	0	119,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,500,000	0	1,500,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,000	0	53,000
9 地 方 特 例 交 付 金	116,000	0	116,000
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	721,491	0	721,491
13 使 用 料 及 び 手 数 料	695,020	0	695,020
14 国 庫 支 出 金	7,635,532	0	7,635,532
15 府 支 出 金	2,779,192	0	2,779,192
16 財 産 収 入	311,039	0	311,039
17 寄 附 金	4,001	0	4,001
18 繰 入 金	366,039	0	366,039
19 繰 越 金	61,543	21,000	82,543
20 諸 収 入	1,122,815	0	1,122,815
21 市 債	2,623,900	0	2,623,900
歳 入 合 計	42,043,572	21,000	42,064,572

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	460,633	0	460,633
2 総務費	5,050,390	0	5,050,390
3 民生費	17,558,348	0	17,558,348
4 衛生費	3,527,739	0	3,527,739
5 労働費	64,094	0	64,094
6 農林水産業費	128,463	0	128,463
7 商工費	175,409	0	175,409
8 土木費	5,387,467	0	5,387,467
9 消防費	1,215,325	0	1,215,325
10 教育費	5,049,388	0	5,049,388
11 災害復旧費	20,000	21,000	41,000
12 公債費	2,382,615	0	2,382,615
13 諸支出金	973,701	0	973,701
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	42,043,572	21,000	42,064,572

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計
19	繰	越 金	千円 61,543	千円 21,000	千円 82,543
	1	繰 越 金	61,543	21,000	82,543
		1 前 年 度 繰 越 金	61,543	21,000	82,543

節		明	
区分	金額 千円	説明	金額 千円
1 前年度繰越金	21,000	1 前年度繰越金 補正後 82,543,000円—補正前 61,543,000円	21,000

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

(款) 11 災害復旧費
(項) 1 災害応急対策費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
11	災害復旧費		20,000	21,000	41,000	一般財源	21,000
	1	災害応急対策費	20,000	21,000	41,000	一般財源	21,000
		1	災害応急対策費	21,000	41,000	一般財源	21,000

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(139) 889		3,687,670	3,524,272
補正前	(139) 889		3,687,670	3,518,072
比 較	()			6,200

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	101,660	321,603
補 正 前	101,660	321,603
比 較		

区 分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	264,442	55,458
補 正 前	258,242	55,458
比 較	6,200	

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)
職 員 手 当	6,200	1 その他の増分 6,200

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
7,211,942	1,292,111	8,504,053	
7,205,742	1,292,111	8,497,853	
6,200		6,200	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
493,466	75,770	8,395	7,483
493,466	75,770	8,395	7,483

期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	単 身 赴 任 手 当
(千円)	(千円)	(千円)
1,504,685	689,006	2,304
1,504,685	689,006	2,304

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 6,200 千円

第 6 3 号 議 案

箕面市と豊能町との間における消防事務の委託の廃止に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により箕面市北部地域の消防に関する事務の委託を廃止するため、別紙規約のとおり豊能町と協議する。

平成 2 7 年 9 月 2 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

箕面市北部地域の消防に関する事務の委託を平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止するに当たり、豊能町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

別紙

箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約を廃止する規約

箕面市と豊能町との間における消防事務の委託に関する規約(平成23年4月1日施行)
は、廃止する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

第 6 4 号議案

豊能町と箕面市との間における消防事務の受託に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により豊能町の消防に関する事務を受託するため、別紙規約のとおり豊能町と協議する。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

豊能町の消防に関する事務を受託するに当たり、豊能町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

豊能町と箕面市との間における消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 豊能町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を箕面市に委託する。

(1) 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)

(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第6号)の定めるところにより豊能町が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、箕面市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、豊能町の負担とする。

2 前項の規定により豊能町の負担する委託費の額その他必要な事項については、豊能町長と箕面市長とが協議して定める。

3 各年度における箕面市の決算の結果、豊能町の負担した委託費の額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

(予算の執行)

第4条 箕面市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、毎年度、箕面市一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、箕面市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 箕面市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を豊能町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 豊能町長及び箕面市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、毎年度定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、豊能町長又は

箕面市長の求めに応じて臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

- 第8条 箕面市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、豊能町長に通知するものとする。
- 2 箕面市長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を豊能町長に通知するものとする。
- 3 豊能町長は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(施設等の無償貸与)

- 第9条 豊能町は、委託事務の管理及び執行のために必要な施設等を箕面市に対し無償で貸与するものとする。

(補則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、豊能町長と箕面市長とが協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- (条例等の公表)
- 2 豊能町長は、この規約の告示に併せて委託事務に関する箕面市の条例等が豊能町の区域内において適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

第 6 5 号議案

平成 2 6 年度箕面市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 6 年度箕面市水道事業会計に係る未処分利益剰余金のうち 2 1 7 , 7 0 8 , 5 0 3 円を資本金に組み入れる。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

第 6 6 号議案

平成 2 6 年度箕面市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 6 年度箕面市公共下水道事業会計に係る未処分利益剰余金のうち 3, 1 1 6, 8 9 3 円を資本金に組み入れる。

平成 2 7 年 9 月 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

第六十七号議案

箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「そのつど」を「その都度」に改める。

第六条第二項中「六十二の項」を「六十一の項」に、「六十三の項」を「六十二の項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、別表六十二の項に掲げる者のうち語学指導等の職務に従事させるために採用した外国人が、その任用期間の満了により帰住する場合においては、費用弁償として旅費を支給することができる。

別表中四十三の項を削り、四十四の項を四十三の項とし、四十五の項から六十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

語学指導等を行うために採用した外国人の帰住に係る旅費を支給するため及び箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例(平成二十六年箕面市条例第十七号)の失効に伴い当該委員等報酬を廃止するため、本条例を改正するものである。

第六十八号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

第一条 箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十二の項」を「別表百二十三の項」に改め、同条第二項中「別表三十の項」を「別表三十一の項」に改め、同条第三項中「別表六十八の項から八十三の項まで」を「別表六十九の項から八十四の項まで」に改める。

別表中百四十四の項を百四十五の項とし、八十一の項から百四十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表八十の項中「七十六の項」を「七十七の項」に、「七十八の項」を「七十九の項」に改め、同項を同表八十一の項とし、同表七十九の項中「七十五の項」を「七十六の項」に改め、同項を同表八十の項とし、同表中七十八の項を七十九の項とし、七十七の項を七十八の項とし、七十六の項を七十七の項とし、同表七十五の項中「七十六の項及び八十一の項」を「七十七の項及び八十二の項」に改め、同項を同表七十六の項とし、同表中七十四の項を七十五の項とし、五十八の項から七十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十七の項中「以下五十九の項、六十四の項及び六十五の項」を「六十の項、六十五の項及び六十六の項」に改め、同項を同表五十八の項とし、同表五十六

の項中「以下五十七の項から五十九の項まで」を「次項から六十の項まで」に改め、同項を同表五十七の項とし、同表中五十五の項を五十六の項とし、五十四の項を五十五の項とし、同表五十三の項中「以下五十五の項、五十七の項及び五十九の項」を「五十六の項、五十八の項及び六十の項」に改め、同項を同表五十四の項とし、同表中五十二の項を五十三の項とし、二十五の項から五十一の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五	通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合又は国外に転出した場合の再交付を除く。）	一枚	五〇〇円
-----	--	----	------

別表備考第七号中「百二十二の項」を「百二十三の項」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第六号中「百二十二の項」を「百二十三の項」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考第五号中「六十八の項から八十三の項まで」を「六十九の項から八十四の項まで」に改め、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号中「四十四の項、百二十一の項、百三十二の項、百四十二の項及び百四十三の項」を「四十五の項、百二十二の項、百三十三の項、百四十三の項及び百四十四の項」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第三号中「三十二の項から三十四の項まで」を「三十三の項から三十五の項まで」に改め、同号を同表備考第四号とし、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

三 二十九の項の手数料の金額は、禁治産又は準禁治産の宣告の通知及び後見の登記の通知を受けていないことの証明を一件として計算した額とする。

第二条 箕面市証明その他の手数料条例の一部を次のように改正する。

別表二十四の項及び二十五の項を次のように改める。

<p>二十四</p>	<p>個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、住民票コードの記載を修正した場合、従前の個人番号に代えて個人番号を指定した場合又は国外に転出した場合の再交付を除く。）</p>	<p>一枚</p>	<p>八〇〇円</p>
<p>二十五</p>	<p>通知カードの再交付（通知カード若しくは個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、住民票コードの記載の修正により個人番号カードを返納した場合又は国外に転出した場合の再交付を除く。）</p>	<p>一枚</p>	<p>五〇〇円</p>

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収し、並びに住民基本台帳カードの交付等に係る手数料を廃止するとともに、後見及び保佐に関する証明に係る手数料の計算方法を定めるため、本条例を改正するものである。

第六十九号議案

箕面市都市公園条例改正の件

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例

箕面市都市公園条例（昭和五十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号を次のように改める。

- 一 行商、出店その他これらに類する行為をすること。
 - 二 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
 - 三 野営すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十号中「公園」を「公園施設」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。
- 九 起居の場所とすること。
 - 十 長時間にわたり公園の全部又は一部を占拠すること。
 - 九 第九条に次の一号を加える。
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障のある行為をすること。

第十条中「、公園の利用が危険であると認める場合は、その区域を定めて」を「公園の利用が危険であると認める場合又は公園の管理のため必要

があると認める場合は、公園の全部又は一部の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(供用日及び供用時間)

第十条の二 市長は、管理上特に必要と認める公園については、その供用日及び供用時間を規則で定めることができる。

第十四条中「、法第六条第一項若しくは第三項又は第八条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第一から別表第三まで」を「又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、別表第一及び別表第二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八条第一項の許可を受けた者の使用料は、行政財産使用料条例(昭和四十二年箕面市条例第五号)の例により計算した額とする。

第十七条第一号中「使用者」の下に「(法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第八条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十一条中「前条まで」の下に「(第十条の二を除く。)」を加える。
別表第三を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。

(提案理由)

公園における行為の許可、禁止行為その他管理上必要な事項を整備することにより、公園の適正な管理に資するため、本条例を改正するものである。

第七十号議案

箕面市開発事業等緑化負担税条例改正の件

箕面市開発事業等緑化負担税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市開発事業等緑化負担税条例の一部を改正する条例

箕面市開発事業等緑化負担税条例（平成二十六年箕面市条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附則第三項中「処分等の申請手続の」を「処分等を受けるための申請等の手続（以下この項において「処分等の申請手続」という。）の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

開発事業等緑化負担税の減額に関する規定を削除するため、本条例を改正するものである。

第七十一号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例改正
の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の
部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事業年度末日において企業債を有するときは、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる」を「減債積立金を使用して企業債を償還したとき又は建設改良積立金を使用して建設改良工事を行ったときは、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額（当該金額が欠損金補填残額を超えるときは、欠損金補填残額）を資本金に組み入れる」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 欠損金補填残額から前項の規定により資本金に組み入れた金額を控除した後の残額（以下「資本金組入残額」という。）がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、資本金組入残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立

額を控除した額が資本金組入残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の規定は、平成二十六年度に生じた利益の処分から適用する。この場合において、改正前の第三条第一項の規定によりなされた利益の処分は、改正後の第三条第二項の規定によりなされる利益の処分とみなす。

（提案理由）

積立金の使用により生じる利益の処分について定めるため、本条例を改正するものである。

第72号議案

平成27年度箕面市一般会計補正予算(第3号)

平成27年度箕面市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,575,408千円を追加し、歳入歳出それぞれ43,639,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年9月2日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 地方特別交付金	1 地方特別交付金	116,000	△6,738	109,262
		116,000	△6,738	109,262
10 地方交付税	1 地方交付税	900,000	△2,312	897,688
		900,000	△2,312	897,688
13 使用料及び手数料	2 手数料	695,020	50	695,070
		321,336	50	321,386
14 国庫支出金	2 国庫補助金	7,635,532	59,781	7,695,313
		506,362	50,531	556,893
		1,796,594	9,250	1,805,844
		2,779,192	6,116	2,785,308
15 府支出金	2 府補助金	377,590	6,116	383,706
		4,001	2,301	6,302
17 寄附金	1 寄附金	4,001	2,301	6,302
		366,039	600,000	966,039
18 繰入金	1 基金繰入金	366,039	600,000	966,039
		82,543	225,430	307,973
		82,543	225,430	307,973
20 諸収入	1 繰越金	1,122,815	23,880	1,146,695
		462,453	23,880	486,333
		2,623,900	666,900	3,290,800
21 市債	1 市債	2,623,900	666,900	3,290,800
		2,623,900	666,900	3,290,800
歳入合計		42,064,572	1,575,408	43,639,980

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,050,390	128,582	5,178,972
	1 総務管理費	4,082,866	120,448	4,203,314
	3 戸籍住民基本台帳費	342,230	8,134	350,364
3 民生費		17,558,348	△544	17,557,804
	2 児童福祉費	6,930,766	2,000	6,932,766
	4 国民健康保険費	1,268,520	△2,544	1,265,976
		3,527,739	1,000	3,528,739
4 衛生費		384,488	1,000	385,488
	3 市民医療総合施設 対 費			
		5,387,467	60,434	5,447,901
8 土木費		835,668	25,434	861,102
	1 土木管理費			
	4 都市計画費	2,459,804	35,000	2,494,804
10 教育費		5,049,388	1,299,556	6,348,944
	1 教育総務費	1,997,190	1,281,473	3,278,663
	2 小学校費	800,734	17,000	817,734
	6 保健体育費	628,202	1,033	629,235
		973,701	86,380	1,060,081
	1 諸費	750	85,104	85,854
13 諸支出金	2 基金費	972,951	1,276	974,227
歳出合計		42,064,572	1,575,408	43,639,980

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
8 土木費	4 都市計画費	区拠点 地区 地掘り 場地 整備 つづき の 実施 (継続費)	26,720	平成26年度	12,204	56,720	平成26年度	12,204
				平成27年度	14,516		平成27年度	44,516
						平成28年度		

第 3 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
2 総務費	1 総務管理費			地域防犯カメラ整備事業	57,600
				新地方公会計整備推進事業	8,640

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
義務教育 施設整備 事業	補正前	千円 39,800	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	府 その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 元利 均等又は元 金均等	必要に応じ 繰上償還 することができる。
	補正後	706,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成27年度
(2015年度)

箕面市一般会計補正予算(第3号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,605,000	0	22,605,000
2 地 方 譲 与 税	212,000	0	212,000
3 利 子 割 交 付 金	91,000	0	91,000
4 配 当 割 交 付 金	119,000	0	119,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,500,000	0	1,500,000
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,000	0	53,000
9 地 方 特 例 交 付 金	116,000	△6,738	109,262
10 地 方 交 付 税	900,000	△2,312	897,688
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	721,491	0	721,491
13 使 用 料 及 び 手 数 料	695,020	50	695,070
14 国 庫 支 出 金	7,635,532	59,781	7,695,313
15 府 支 出 金	2,779,192	6,116	2,785,308
16 財 産 収 入	311,039	0	311,039
17 寄 附 金	4,001	2,301	6,302
18 繰 入 金	366,039	600,000	966,039
19 繰 越 金	82,543	225,430	307,973
20 諸 収 入	1,122,815	23,880	1,146,695
21 市 債	2,623,900	666,900	3,290,800
歳 入 合 計	42,064,572	1,575,408	43,639,980

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	460,633	0	460,633
2 総務費	5,050,390	128,582	5,178,972
3 民生費	17,558,348	△544	17,557,804
4 衛生費	3,527,739	1,000	3,528,739
5 労働費	64,094	0	64,094
6 農林水産業費	128,463	0	128,463
7 商工費	175,409	0	175,409
8 土木費	5,387,467	60,434	5,447,901
9 消防費	1,215,325	0	1,215,325
10 教育費	5,049,388	1,299,556	6,348,944
11 災害復旧費	41,000	0	41,000
12 公債費	2,382,615	0	2,382,615
13 諸支出金	973,701	86,380	1,060,081
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	42,064,572	1,575,408	43,639,980

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
50,531	0	50	78,001	
686	0	0	△1,230	
0	0	1,000	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
13,875	0	2,500	44,059	
0	0	0	0	
805	666,900	601,083	30,768	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	1,276	85,104	
0	0	0	0	
65,897	666,900	605,909	236,702	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
9	地方特例交付金	千円 116,000	千円 △6,738	千円 109,262
1	地方特例交付金	116,000	△6,738	109,262
10	地方交付税	900,000	△2,312	897,688
1	地方交付税	900,000	△2,312	897,688
1	地方交付税	900,000	△2,312	897,688
13	使用料及び手数料	695,020	50	695,070
2	手数料	321,336	50	321,386
1	総務手数料	61,901	50	61,951
14	国庫支出金	7,635,532	59,781	7,695,313
2	国庫補助金	506,362	50,531	556,893
1	総務費国庫補助金	57,430	50,531	107,961
4	国庫交付金	1,796,594	9,250	1,805,844
3	土木費国庫交付金	1,684,367	9,250	1,693,617
15	府支出金	2,779,192	6,116	2,785,308
2	府補助金	377,590	6,116	383,706
2	民生費府補助金	321,918	686	322,604
6	土木費府補助金	11,000	4,625	15,625
8	教育費府補助金	6,176	805	6,981
17	寄附金	4,001	2,301	6,302
1	寄附金	4,001	2,301	6,302
1	ふるさと寄附金	4,001	2,301	6,302

節		説明		明
区分	金額			千円
	千円			
1 地方特例交付金	△6,738	1 減収補てん特別交付金 補正後 109,282,000円—補正前	116,000,000円	△6,738
1 地方交付税	△2,312	1 普通交付税 補正後 797,688,000円—補正前	800,000,000円	△2,312
3 戸籍住民基本台帳手数料	50	12 通知カード・個人番号カード再交付手数料		50
1 総務管理費補助金	50,531	2 個人番号カード交付事務費補助金 $4,188 \times 10 / 10 = 4,188$		4,188
		3 個人番号カード交付事業費補助金 $46,343 \times 10 / 10 = 46,343$		46,343
1 土木管理費交付金	9,250	3 社会資本整備総合交付金 補正後 40,000,000円—補正前	30,750,000円	9,250
2 児童福祉費補助金	686	25 保育環境改善等事業費補助金 $1,029 \times 2 / 3 = 686$		686
1 土木管理費補助金	4,625	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 15,625,000円—補正前	11,000,000円	4,625
1 教育総務費補助金	805	1 教育支援体制整備事業費補助金 $1,208 \times 2 / 3 = 805$		805
1 ふるさと基金	2,301	1 ふるさと寄附金 補正後 6,302,000円—補正前	4,001,000円	2,301

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項	目	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		366,039	600,000	966,039
1 基金繰入金		366,039	600,000	966,039
	5 学校教育施設整備基金繰入金	80,000	600,000	680,000
19 繰越金		82,543	225,430	307,973
1 繰越金		82,543	225,430	307,973
	1 前年度繰越金	82,543	225,430	307,973
20 諸収入		1,122,815	23,880	1,146,695
5 雑収入		462,453	23,880	486,333
	3 雑収入	255,122	3,583	258,705
	4 過年度収入	0	20,297	20,297
21 市債		2,623,900	666,900	3,290,800
	1 市債	2,623,900	666,900	3,290,800
	4 教育債	39,800	666,900	706,700

節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 学校教育施設整備基金繰入金	600,000	1 学校教育施設整備基金繰入金 補正後 680,000,000円ー補正前 80,000,000円	600,000
1 前年度繰越金	225,430	1 前年度繰越金 補正後 307,973,000円ー補正前 82,543,000円	225,430
2 雑入	3,583	45 日本スポーツ振興センター助成金 48 桜井地区交通量調査等事業費負担金	1,083 2,500
1 過年度収入	20,297	1 過年度収入 平成26年度生活扶助費等国庫負担金	20,297
1 小学校事業債	266,800	1 彩都の丘小学校整備事業債	266,800
2 中学校事業債	400,100	1 彩都の丘中学校整備事業債	400,100

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				千円	千円
2 総務費	5,050,390	128,582	5,178,972	50,531	50
1 総務管理費	4,082,866	120,448	4,203,314	78,001	46,343
1 一般管理費	1,490,901	57,600	1,548,501	57,600	74,105
4 会計管理費	1,282	8,640	9,922	8,640	8,640
23 業務システム管理運営費	288,666	54,208	342,874	46,343	7,865
3 戸籍住民基本台帳費	342,230	8,134	350,364	50	4,188
1 戸籍住民基本台帳費	342,230	8,134	350,364	50	3,896
3 民生費	17,558,348	△544	17,557,804	686	△1,230
2 児童福祉費	6,930,766	2,000	6,932,766	686	1,314
2 児童福祉施設費	2,243,275	2,000	2,245,275	686	1,314

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助及び交付金	57,600	55 地域防犯カメラ整備事業【市民安全政策室】	57,600
		19 負担金補助及び交付金	57,600
		2 補助金	57,600
		防犯カメラ設置補助金	57,600
13 委託料	8,640	51 新地方公会計整備推進事業【金計室】	8,640
		13 委託料	8,640
		1 委託料	8,640
		新地方公会計整備支援業務委託	8,640
13 委託料	7,865	55 社会保障・税番号制度システム整備事業【総務室】	54,208
19 負担金補助及び交付金	46,343	13 委託料	7,865
		1 委託料	7,865
		システム改修等委託	7,865
		19 負担金補助及び交付金	46,343
		1 負担金	46,343
		通知カード・個人番号カード関連事務費	46,343
11 需用費	124	23 個人番号カード交付等事業【戸籍住民異動室】	4,748
12 役務費	356	12 役務費	356
		1 通信運搬費	356
13 委託料	5,008	13 委託料	4,392
		1 委託料	4,392
		端末オペレーター業務委託他	4,392
18 備品購入費	2,646	60 個人番号カード交付等事業(随時)【戸籍住民異動室】	3,386
		11 需用費	124
		1 消耗品費	124
		13 委託料	616
		1 委託料	616
		事務機器保守委託	616
		18 備品購入費	2,646
		1 庁用器具費	2,646
		窓口業務用	2,646
19 負担金補助及び交付金	2,000	50 保育所施設整備事業【幼児教育保育室】	2,000
		19 負担金補助及び交付金	2,000
		2 補助金	2,000

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
3	2 [児童福祉施設費]				
	4 国民健康保険費	1,268,520	△2,544	1,265,976	一般財源 △2,544
	1 国民健康保険費	1,268,520	△2,544	1,265,976	一般財源 △2,544
4	衛生費	3,527,739	1,000	3,528,739	寄附金 1,000
	3 市民医療総合施設対策費	384,488	1,000	385,488	寄附金 1,000
	2 病院事業費	264,488	1,000	265,488	寄附金 1,000
8	土木費	5,387,467	60,434	5,447,901	国庫支出金 9,250 府支出金 4,625 諸収入 2,500 一般財源 44,059
	1 土木管理費	835,668	25,434	861,102	国庫支出金 9,250 府支出金 4,625 一般財源 11,559
	1 土木総務費	832,867	25,434	858,301	国庫支出金 9,250 府支出金 4,625 一般財源 11,559
	4 都市計画費	2,459,804	35,000	2,494,804	諸収入 2,500 一般財源 32,500
	5 地域整備推進費	1,157,599	35,000	1,192,599	諸収入 2,500 一般財源 32,500

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					千円	千円
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	5,049,388	1,299,556	6,348,944	府支出金	千円 805
					繰入金	600,000
					諸収入	1,083
					市債	666,900
					一般財源	30,768
		1,997,190	1,281,473	3,278,663	府支出金	805
					繰入金	600,000
					市債	666,900
					一般財源	13,768
					府支出金	805
3 教 育 指 導 費	6 放 課 後 策 等 児 童 対 策 費	856,704	805	857,509	一般財源	13,768
		236,327	13,768	250,095	一般財源	13,768
2 小 学 校 費	7 小 中 一 貫 校 費 整 備 費	84,740	1,266,900	1,351,640	繰入金	600,000
					市債	666,900
3 教 育 施 設 費	6 保 健 体 育 費	800,734	17,000	817,734	一般財源	17,000
6 保 健 体 育 費	1 保 健 体 育 総 務 費	119,460	17,000	136,460	一般財源	17,000
6 保 健 体 育 費	1 保 健 体 育 総 務 費	628,202	1,083	629,285	諸収入	1,083
13 諸 支 出 金	1 保 健 体 育 総 務 費	106,530	1,083	107,613	諸収入	1,083
13 諸 支 出 金	寄附金 — 一般財源	973,701	86,380	1,060,081	寄附金	1,276
					— 一般財源	85,104

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
8 報償費	804	29 日本語指導支援事業(小中学校)【人権施策課】	805
		8 報償費	804
12 役務費	1	1 報償金	804
		講師謝礼	804
		12 役務費	1
		6 損害保険料	1
11 需用費	1,044	51 学童保育室整備事業【学校生活支援課】	13,768
		11 需用費	1,044
15 工事請負費	8,831	1 消耗品費	335
		6 修繕材料	709
18 備品購入費	3,893	施設修繕	709
		15 工事請負費	8,831
		1 工事請負費	8,831
		学童保育室整備工事2校	8,831
		18 備品購入費	3,893
		1 庁用器具費	3,893
		学童保育用	3,893
17 公有財産費	1,266,900	50 彩都の丘小中一貫校増築等事業【学校施設管理室】	1,266,900
		17 公有財産購入費	1,266,900
		1 土地購入費	1,266,900
		学校施設用地	1,266,900
13 委託料	17,000	55 中小学校増築事業【学校施設管理室】	17,000
		13 委託料	17,000
		1 委託料	17,000
		実施設計委託	17,000
19 負担金補助及び交付金	1,083	23 市民スポーツ奨励事業【保健スポーツ課】	1,083
		19 負担金補助及び交付金	1,083
		1 負担金	1,083
		箕面森町妙見山麓マラソン大会実行委員会 他	1,083

(款) 13 諸支出金
(項)

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

款	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
	項	目						
13	1	諸費	千円 750	千円 85,104	千円 85,854	一般財源 85,104		
		2	諸費	0	85,104	85,104	一般財源 85,104	
	2	基金費	1	財政調整基金費	2	100	102	寄附金 100
			5	未来子ども基金費	1	437	438	寄附金 437
			6	保健福祉総合推進基金費	1,001	6	1,007	寄附金 6
			9	市立病院医療体制整備基金費	630	217	847	寄附金 217
			10	みどり支援基金	1	291	292	寄附金 291
			11	北大阪急行南北線延伸整備基金	537,149	184	537,333	寄附金 184
	2	基金費	972,951	1,276	974,227	寄附金 1,276		

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
23 償還金利子及び割引料	85,104	50 国庫負担金返還事業【介護・医療・年金室】	638
		23 償還金利子及び割引料	638
		1 償還金	638
		平成26年度未熟児養育医療費国庫負担金返還金	
		返還金	
		638	
		51 国庫負担金等返還事業【障害福祉課】	4,546
		23 償還金利子及び割引料	4,546
		1 償還金	4,546
		平成26年度自立支援医療等負担金返還金	
		他	
		4,546	
		54 国庫負担金等返還事業【生活支援室】	64,647
		23 償還金利子及び割引料	64,647
		1 償還金	64,647
		平成26年度生活保護費国庫負担金返還金	
		他	
		64,647	
		55 国庫負担金返還事業【障害者支援室】	15,273
		23 償還金利子及び割引料	15,273
		1 償還金	15,273
		平成26年度障害者自立支援給付費等負担金返還金	
		15,273	
25 積立金	100	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】	100
		25 積立金	100
		2 財政調整基金積立金	100
25 積立金	437	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】	437
		25 積立金	437
		18 未来子ども基金積立金	437
25 積立金	6	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】	6
		25 積立金	6
		13 保健福祉総合推進基金積立金	6
25 積立金	217	50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】	217
		25 積立金	217
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	217
25 積立金	291	50 みどり支援基金積立事業【公園緑地室】	291
		25 積立金	291
		19 みどり支援基金積立金	291
25 積立金	184	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】	184
		25 積立金	184
		14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	184

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

款	科		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
	項	目				
13	2	12 あんしん消費 救急基金費	千円 30,001	千円 41	千円 30,042	千円 寄附金 41

節		明
区分	金額	説明
25 積立金	千円 41	千円 50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 41 25 積立金 20 あんしん消防救急基金積立金 41

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	年度	補正区分	年割額	体 計					
						左 の 財		地 方 債			
						特 定	財				
8 土木費	4 都市計画費	区 点 業 地 抛 業 場 ぐ ぐ り 事 業 場 づ ぐ ぐ り 事 業 ま ち 設 整 備 費 施 (継 続 費)	平成26年度 (2014年度)	補正前	千円 12,204	千円 2,800	千円				
				補正							
				補正後	12,204	2,800					
			平成27年度 (2015年度)	補正前	14,516	5,258					
				補正	30,000						
				補正後	44,516	5,258					
			平成28年度 (2016年度)	補正前							
				補正							
				補正後							
			計				補正前	26,720	8,058		
							補正	30,000			
							補正後	56,720	8,058		

前年度末までの支出額又は支出額の見込み
進行状況等に関する調書

画 源 内 訳		前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源 その他	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	%
		9,404	3,303	8,901	12,204		45.7
		9,404	3,303	8,901	12,204		21.5
		9,258		14,516	14,516		54.3
		30,000		30,000	30,000		
		39,258		44,516	44,516		78.5
		18,662	3,303	23,417	26,720		100.0
		30,000		30,000	30,000		
		48,662	3,303	53,417	56,720		100.0

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (目) 1 一般管理費
 (事業名) 地域防犯カメラ整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの	補正後	
19 負担金補助 及び交付金	補 助 金	千円 64,800	千円	千円 57,600	地域防犯カメラ整備事業において、補助対象事業の完了予定が平成28年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
		千円 64,800		千円 57,600	
計					

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (目) 4 会計管理費
 (事業名) 新地方公会計整備推進事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	新地方公会計整備推進事業において、新地方公会計整備支援業務委託の完了予定が平成28年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
13 委 託 料 委 託 料		8,640		8,640	
計		8,640		8,640	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,711,988	12,255,277	(673,000)	950,562	13,301,615
	補正			666,900		666,900
	補正後	12,711,988	12,255,277	(673,000)	950,562	13,968,515
(8) 小学校	補正前	2,977,193	2,877,338	39,800	129,443	2,787,695
	補正			266,800		266,800
	補正後	2,977,193	2,877,338	306,600	129,443	3,054,495
(9) 中学校	補正前	3,154,978	3,067,611		110,105	2,957,506
	補正			400,100		400,100
	補正後	3,154,978	3,067,611	400,100	110,105	3,357,606
合計	補正前	29,320,639	29,340,506	(675,300)	2,019,867	30,619,839
	補正			666,900		666,900
	補正後	29,320,639	29,340,506	(675,300)	2,019,867	31,286,739

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第73号議案

平成27年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）

平成27年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,750千円を追加し、歳入歳出それぞれ18,750,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
5 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	3,996,964	17,297	4,014,261
		3,996,964	17,297	4,014,261
9 繰入金	1 他会計繰入金	1,268,520	△2,544	1,265,976
		1,268,520	△2,544	1,265,976
10 諸収入	1 雑収入	1,870,493	△3	1,870,490
		1,870,493	△3	1,870,490
歳入合計		18,736,245	14,750	18,750,995

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		198,868	△2,547	196,321
	1 総務管理費	169,986	△2,547	167,439
3 後期高齢者支援金等		1,959,784	△103,982	1,855,802
	1 後期高齢者支援金等	1,959,784	△103,982	1,855,802
4 前期高齢者納付金等		2,000	278	2,278
	1 前期高齢者納付金等	2,000	278	2,278
5 老人保健拠出金		1,200	△1,138	62
	1 老人保健拠出金	1,200	△1,138	62
6 介護納付金		653,557	△1,467	652,090
	1 介護納付金	653,557	△1,467	652,090
11 予備費		2,000	123,606	125,606
	1 予備費	2,000	123,606	125,606
歳出合計		18,736,245	14,750	18,750,995

平成27年度
(2015年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	千円 3,848,186	千円 0	千円 3,848,186
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,646,334	0	2,646,334
4 療養給付費等交付金	59,293	0	59,293
5 前期高齢者交付金	3,996,964	17,297	4,014,261
6 府支出金	1,149,239	0	1,149,239
7 共同事業交付金	3,896,230	0	3,896,230
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,268,520	△2,544	1,265,976
10 諸収入	1,870,493	△3	1,870,490
歳入合計	18,736,245	14,750	18,750,995

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	198,868	△2,547	196,321
2 保険給付費	9,489,139	0	9,489,139
3 後期高齢者支援金等	1,959,784	△103,982	1,855,802
4 前期高齢者納付金等	2,000	278	2,278
5 老人保健拠出金	1,200	△1,138	62
6 介護納付金	653,557	△1,467	652,090
7 共同事業拠出金	4,414,477	0	4,414,477
8 保健事業費	135,746	0	135,746
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	15,301	0	15,301
11 予備費	2,000	123,606	125,606
12 繰上充用金	1,864,172	0	1,864,172
歳出合計	18,736,245	14,750	18,750,995

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地	方	そ	般
千円	地	債	の	財
	方	債	他	源
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	△3	△2,544
0	0	0	0	0
0	0	0	0	△103,982
0	0	0	0	278
0	0	0	0	△1,138
0	0	0	0	△1,467
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	123,606
0	0	0	0	0
0	0	0	△3	14,753

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金
(項) 1 前期高齢者交付金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
5	前期高齢者交付金	3,996,964	17,297	4,014,261
1	前期高齢者交付金	3,996,964	17,297	4,014,261
1	前期高齢者交付金	3,996,964	17,297	4,014,261
9	繰入	1,268,520	△2,544	1,265,976
1	他会計繰入金	1,268,520	△2,544	1,265,976
1	一般会計繰入金	1,268,520	△2,544	1,265,976
10	諸収	1,870,493	△3	1,870,490
1	雑入	1,870,493	△3	1,870,490
8	弁償	18	△3	15

節		明	
区分	金額 千円	説明	金額 千円
1 前期高齢者交付金	17,297	1 前期高齢者交付金 補正後 4,014,261,000円—補正前 3,996,964,000円	17,297
2 職員給与費等繰入金	△2,544	1 職員給与費等繰入金 補正後 220,560,000円—補正前 223,104,000円	△2,544
1 実費弁償金	△3	2 在期付短時間勤務職員雇用保険料個人負担金 補正後 15,000円—補正前 18,000円	△3

(款) 10 諸収入
(項) 1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費		198,868	△2,547	196,321	諸収入 一般財源 △3 △2,544
1 総 務 管 理 費		169,986	△2,547	167,439	諸収入 一般財源 △3 △2,544
	1 一 般 管 理 費	167,450	△2,547	164,903	諸収入 一般財源 △3 △2,544
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,959,784	△103,982	1,855,802	一般財源 △103,982
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,959,784	△103,982	1,855,802	一般財源 △103,982
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金	1,959,662	△103,982	1,855,680	一般財源 △103,982
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		2,000	278	2,278	一般財源 278
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,000	278	2,278	一般財源 278
	1 前 期 高 齢 者 納 金	1,875	278	2,153	一般財源 278
5 老 人 保 健 拠 出 金		1,200	△1,138	62	一般財源 △1,138
	1 老 人 保 健 拠 出 金	1,200	△1,138	62	一般財源 △1,138
	1 老 人 保 健 医 療 費 拠 出 金	1,000	△1,000	0	一般財源 △1,000
	2 老 人 保 健 事 務 費 拠 出 金	200	△138	62	一般財源 △138

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△999	1 一般事務経費(一般管理費)【国民健康保険室】	△2,547
		2 給料	△999
3 職員手当等	△1,731	2 一般職給 一般職給	△999
		3 職員手当等	△1,731
4 共済費	183	2 扶養手当	△132
		3 管理職手当	△360
		4 地域手当	△179
		5 通勤手当	227
		10 住居手当	△324
		11 期末勤勉手当	△843
		14 児童手当	△120
		4 共済費	183
		3 職員共済組合負担金	258
		7 社会保険料	△47
		11 協会けんぽ負担金	△28
19 負担金補助及び交付金	△103,982	25 保険給付事業(後期高齢者支援金)【国民健康保険室】	△103,982
		19 負担金補助及び交付金	△103,982
		5 拠出金	△103,982
		後期高齢者支援金	△103,982
19 負担金補助及び交付金	278	27 保険給付事業(前期高齢者納付金)【国民健康保険室】	278
		19 負担金補助及び交付金	278
		5 拠出金	278
		前期高齢者納付金	278
19 負担金補助及び交付金	△1,000	29 保険給付事業(老人保健医療費拠出金)【国民健康保険室】	△1,000
		19 負担金補助及び交付金	△1,000
		5 拠出金	△1,000
		老人保健医療費	△1,000
19 負担金補助及び交付金	△138	30 保険給付事業(老人保健事務費拠出金)【国民健康保険室】	△138
		19 負担金補助及び交付金	△138

(款) 5 老人保健拠出金
(項) 1 老人保健拠出金

(款) 5 老人保健拠出金
(項) 1 老人保健拠出金

款	科		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
	項	目					
5	1	2 [老人保健事務費金] 拠出	千円	千円	千円	千円	
6	介	護納付金	653,557	△1,467	652,090	一般財源 △1,467	
		1	介護納付金	653,557	△1,467	652,090	一般財源 △1,467
			1 介護納付金	653,557	△1,467	652,090	一般財源 △1,467
11	予	備費	2,000	123,606	125,606	一般財源 123,606	
		1	予備費	2,000	123,606	125,606	一般財源 123,606
			1 予備費	2,000	123,606	125,606	一般財源 123,606

節		説明	明
区分	金額 千円		千円
		5 拠出金 老人保健事務費	△138 △138
19 負担金補助 及び交付金	△1,467	31 保険給付事業（介護納付金）【国民健康保険室】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 介護給付費納付金	△1,467 △1,467 △1,467 △1,467

(款) 11 子備費
(項) 1 子備費

給 与 費

1 一般職 (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1) 13		49,365	35,388
補正前	(1) 13		50,364	36,999
比 較	()		△ 999	△ 1,611

職員手当 の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	348	2,160
補 正 前	480	2,520
比 較	△ 132	△ 360

区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	4,769	1,281
補 正 前	4,769	1,605
比 較		△ 324

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
84,753	16,978	101,731	
87,363	16,795	104,158	
△ 2,610	183	△ 2,427	

地 域 手 当	通 勤 手 当
(千円)	(千円)
6,225	1,475
6,404	1,248
△ 179	227

期 末 勤 勉 手 当
(千円)
19,130
19,973
△ 843

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	△ 999	1 その他の減分	△ 999
職員手当	△ 1,611	1 その他の増減分	△ 1,611

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 999 千円	職員数の異動状況 〔 現在に在職する 〕 (その他) (計) 職員数 補正後 13(1)人 ()人 13(1)人 補正前 13(1)人 ()人 13(1)人 比 較 ()人 ()人 ()人 扶養手当 △ 132 千円 管理職手当 △ 360 千円 地域手当 △ 179 千円 通勤手当 227 千円 住居手当 △ 324 千円 期末勤勉手当 △ 843 千円

第74号議案

平成27年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)

平成27年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,348千円を追加し、歳入歳出それぞれ9,227,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	1	千円	1	千円
8 繰越金	1 繰越金			202,348	202,348	202,349
歳入合計		9,025,313		202,348		9,227,661

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 41,897	千円 157,228	千円 199,125
	1 基金積立金	41,897	157,228	199,125
		2,887	45,120	48,007
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,887	45,120	48,007
歳出合計		9,025,313	202,348	9,227,661

平成27年度
(2015年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第2号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,198,198	0	2,198,198
2 使用料及び手数料	134	0	134
3 国庫支出金	1,788,653	0	1,788,653
4 支払基金交付金	2,395,545	0	2,395,545
5 府支出金	1,252,255	0	1,252,255
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,390,309	0	1,390,309
8 繰越金	1	202,348	202,349
9 諸収入	217	0	217
歳入合計	9,025,313	202,348	9,227,661

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	271,932	0	271,932
2 保険給付費	8,441,860	0	8,441,860
3 地域支援事業費	264,737	0	264,737
4 基金積立金	41,897	157,228	199,125
5 諸支出金	2,887	45,120	48,007
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	9,025,313	202,348	9,227,661

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円		千円
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		157,228
0	0	0		45,120
0	0	0		0
0	0	0		202,348

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	繰越金	1	202,348	202,349
	1 繰越金	1	202,348	202,349
	1 前年度繰越金	1	202,348	202,349

節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 前年度繰越金	202,348	1 前年度繰越金 補正後 202,349,000円—補正前 1,000円	202,348

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(第) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
4 基金積立金	41,897	157,228	199,125	一般財源 157,228
1 基金積立金	41,897	157,228	199,125	一般財源 157,228
1 介護保険給付費 準備基金 積立金	41,897	157,228	199,125	一般財源 157,228
5 諸 支 出 金	2,887	45,120	48,007	一般財源 45,120
1 償還金及び還付加算 金	2,887	45,120	48,007	一般財源 45,120
2 償 還 金	1	45,120	45,121	一般財源 45,120

節		明 説	
区分	金額 千円		千円
25 積立金	157,228	50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・医療・年金室】 25 積立金 16 介護保険給付費準備基金積立金	157,228 157,228 157,228
23 償還金 引料	45,120	54 諸支出金事業（償還金）【介護・医療・年金室】 23 償還金引料 1 償還金 国費等返還金	45,120 45,120 45,120

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

第 7 5 号 議 案

平成 2 7 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 2 7 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 7 年度箕面市病院事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	265,099千円	1,000千円	266,099千円
第 5 項	負 担 金	2,000千円	1,000千円	3,000千円
		支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,219,316千円	1,000千円	1,220,316千円
第 1 項	建 設 改 良 費	880,866千円	1,000千円	881,866千円

平成 2 7 年 9 月 2 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 2 7 年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）説明書

平成27年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第2号）

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 265,099	千円 1,000	千円 266,099	
	5 負 担 金		2,000	1,000	3,000	
		1 他 会 計 負 担 金	2,000	1,000	3,000	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			千円 1,219,316	千円 1,000	千円 1,220,316	
	1 建 設 改 良 費		880,866	1,000	881,866	
		2 固 定 資 産 購 入 費	587,193	1,000	588,193	

平成27年度(2015年度) 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	748,634		748,634
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 815,768	△ 1,000	△ 816,768
一般会計からの繰入金による収入	2,000	1,000	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 821,787		△ 821,787
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	△ 76,348		△ 76,348
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 149,501		△ 149,501
5. 資金期首残高	2,364,952		2,364,952
6. 資金期末残高	2,215,451		2,215,451

平成 2 7 年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）参考資料

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的収入			千円 265,099	千円 1,000	千円 266,099		千円	千円
	5 負担金		2,000	1,000	3,000			
		1 他会計負担金	2,000	1,000	3,000	一般会計 負担金	3,000	医療機器整備等負担金 3,000 1,000 増

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的支出			千円 1,219,316	千円 1,000	千円 1,220,316		千円	千円
	1 建設改良費		880,866	1,000	881,866			
		2 固定資産 購入費	587,193	1,000	588,193	器械備品費	588,193	高額医療機器 467,389 1,000 増

